

森 第 1 2 9 7 号  
平成24年11月30日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

原木（露地・施設）しいたけの50ベクレル/kgを超える原木・ほだ木の  
処分について（依頼）

平成24年4月1日から原木及びほだ木の放射性セシウムに関する当面の指標値が150ベクレル/kgから50ベクレル/kg（乾重量）に引き下げられたところですが、50ベクレル/kgを超える原木やほだ木からしいたけを発生させると、一般食品の基準値の100ベクレル/kgを超えてしまう危険性があることから、消費者へ安全なしいたけを届けるため、50ベクレル/kgを超える原木やほだ木については全て処分をするよう県内生産者に依頼することとしました。

つきましては、平成24年6月26日付け森第585号「原木（露地・施設）しいたけの50ベクレル/kgを超える原木・ほだ木の使用自粛と処分について（依頼）」で関係者に依頼したところですが、50ベクレル/kgを超える原木やほだ木の処分の徹底を図るため、別紙のリーフレットを改訂しましたので、貴市町村管内の生産者及び生産者団体並びに販売関係者等に対し周知していただくとともにリーフレットの配布にご協力方よろしくお願ひします。

なお、リーフレットの配布に当たりましては、生産者の方々へ内容の説明について、ご配慮いただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

千葉県農林水産部 森林課 林業振興室 TEL 043-223-2966 FAX 043-225-7448
---------------------------------------------------------